記入例

簡易な収入額の申立書(申請者本人用) 【公的年金給付等受給者】

- ○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。
- ○申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。
- ○下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

令和 3年 5月 15日

裏面

【A】~【C】には令和元年一年間のそれぞれの収入額を記入してください。

全(給付金の申請者) 氏名

小田原 花子

					金	額				注意事項
養育費【A】								0	円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
給与収入【B】			5	0	0	0	0	0	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※源泉後収票、課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【C	1								【a】 くださ	ー 児童扶養手当相当額【b】を さい。
年金相当収入【D】 (a-b)		1	1	0	6	9	4	0	円🕢	※「平金収入しる」 一欠里状養于ヨ仲ヨ領 「b」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】		1	2	2	9	1	0	0	円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書 などの支給額がわかる書類をご 出ください。
児童扶養手当相当額【b】			1	2	2	1	6	0	円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等 有する場合、児童扶養手当相当額早見表を 認いただき、該当する金額をご記入くださ
※上記以外の収入については記載不要です。 ※児童扶養手当相当額早見表 (年額)						1				金収入【a】には令和元年一年間にst 取った年金額を記入してください。
令和元年12月31日時点での児童数	支給額 (年額)	※参考(月額)			1					
児童0人	0円		0円							
児童1人 児童2人	122, 160円		10, 180円		ł	TIE TE	3 🚓	±±≢	= 工业+	1当額【b】には、左の
児童2人 児童3人	220, 080円		18, 3401		ł					
児童4人	256, 800円		21, 400円			. え	更で	令制	元年	2月31日時点での児童数

②前々年(平成31年1月~令和元年12月)の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C+D) 1 6 0 6 9 4 0 円

※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

①の表の【A】~【D】の合計額を記入 してください。

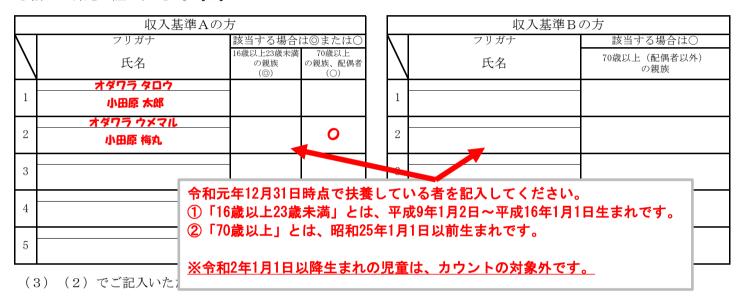
(裏面に続きます。)

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族(児童含む)または養っている親族以外の児童(令和元年12月31時点で扶養を行ってい る者)の氏名をご記入ください。【☆】

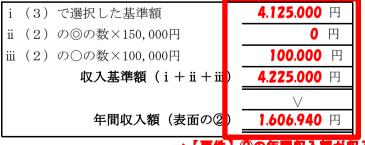


(2) の人数にチェックしてください。	基準額
人数	本中領
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4, 125, 000円
3人	1 600 000⊞
4人 いずれか	\一つにチェック
5人	0,000,000
人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。 基準額 人数 0人 3,725,000円 1 人 4,200,000円 4,675,000円 2 人 5,150,000円 3人 5,625,000円 6,100,000円 これまでの計算結果を記入し、要 円 件に該当するか確認してください。 と額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。



円 (3) ア選択した基準額 円 (2) の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ 或らして計算) 収入基準額(i+ii 円 \bigvee 円 年間収入額(表面の②

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。 ※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な<u>所得額</u>申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。必要なかたは市に請求してください。

【確認事項】

- 【要件】に該当しています。
- 収入額が分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 本申立の内容に相違ありません。